



平成 19 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 **椿本興業株式会社**
代表者名 取締役社長 椿本 哲也
(コード番号 8052 東証・大証第 1 部)
問合せ先 常務取締役 宮崎 捷
(TEL. 06-4795-8806)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 15 日開催の取締役会において、平成 19 年 6 月 28 日開催予定の当社第 104 回定時株主総会において、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 執行役員制度の導入により、取締役会の意思決定、施策実行のスピードアップを図るため、取締役員数を 15 名以内から 12 名以内へ変更するものです。(現行定款第 20 条)
- (2) 経営陣の事業年度の責任をより一層明確にし、経営環境の変化に迅速に対応するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に変更するものです。(現行定款第 23 条)

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

なお、現行定款中変更のない条文の記載は省略しております。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 20 条 (員数) 当会社の取締役は、 <u>15</u> 名以内とする。	第 20 条 (員数) 当会社の取締役は、 <u>12</u> 名以内とする。
第 23 条 (任期) 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>②補欠および増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u>	第 23 条 (任期) 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>削除</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 19 年 6 月 28 日 (木曜日)

定款変更の効力発生日

平成 19 年 6 月 28 日 (木曜日)

以 上